

災害事例

不整地運搬車で後進中、 橋に激突

【災害の概要】

工事の種類：その他の土木工事業

災害の種類：激突

被災者：1人（死亡）



【発生状況】

本件は、農業用排水路の改修工事において排水路内を不整地運搬車で後進走行中、橋に激突し死亡したものである。

当日は排水路に堆積していた土砂の掘削、搬出作業の初日であった。

作業者は三人で、小型ドラグ・ショベルが掘削した土砂を不整地運搬車（最大積載量1t）で後進運搬・集積し、排水路脇に横付けしたダンプトラックへ積み込み、土捨場に運搬して行った。

役割分担は、被災者が不整地運搬車、同僚二人がそれぞれドラグ・ショベルとダンプトラックの運転であった。

なお、元請現場責任者は、開始前に作業内容を指示後現場から離れていた。

午後5時頃、被災者が最後の土砂を運搬するため不整地運搬車を後進で運転していたところ、逸走して集積場所を通過し、排水路に架けられていたコンクリート橋に激突した。

異変に気づいた同僚二人が駆け寄ると、被災者は橋と不整地運搬車荷台の握り棒の間にはさまれていた。

被災者は不整地運搬車の運転資格を有していなかった。

元請も不整地運搬車運転についての資格状況を確認していなかった。

また、作業計画も作成されていなかった。

【原因】

- 1 安全な作業方法の検討、工事計画の作成を行わなかったこと。
- 2 誘導がなく、後方確認不十分のまま、後進運転を行ったこと。
- 3 無資格者に不整地運搬車を運転させたこと。
- 4 現場責任者が不在で、作業指揮者もいなかったこと。

【対策】

- 1 安全な作業方法を検討して作業計画を定め、当該計画により作業を行うこと。
- 2 工事で使用する車両系建設機械や車両系荷役運搬機械の運転は資格を確認して行わせること。
- 3 現場責任者は作業状況の監視、確認等を行うこと。
- 4 100kgを超える荷の不整地運搬車の積み降ろし作業では、作業指揮者を指名し職務を遂行させること。

参考 建災防 建設業労働災害防止実施計画より

不整地運搬車による災害の防止（関連要旨抜粋）

- 1 作業場所の状況等を踏まえ、機械の能力、運行経路、作業の方法等を盛り込んだ作業計画を定め、それにより行う。
- 2 不整地運搬車は、最大積載量1t以上のものは技能講習修了者に、1t未満のものは特別教育修了者に運転させる。
- 3 作業場所は、運行経路を含め関係者以外の立入禁止措置を講じる。
やむを得ず作業者を立入らせる場合は、誘導者を配置し、一定の合図を定めて誘導させる。
転落のおそれのある路肩での運転の場合も誘導者を配置する。
- 4 走行路の必要箇所に、制限速度、高さ制限、危険箇所等の標識を設ける。
- 5 軟弱地盤、凍結地盤等での作業にあたっては、スリップ、転倒防止のための整備を行い、敷板等を利用するほか徐行等を行わせる。
- 6 作業指揮者、誘導者に必要な安全衛生教育を行う。